

平成22年第2回大台町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集の年月日

平成22年6月14日(月)

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

6月18日(金)

4. 応 招 議 員

1番 堀江洋子君

2番 廣田幸照君

3番 山本勝征君

4番 小林保男君

5番 大西慶治君

6番 直江修市君

7番 元坂正人君

8番 濱井初男君

9番 村田侑康君

10番 小野恵司君

11番 前田正勝君

12番 中西康雄君

13番 上岡國彦君

14番 伊藤勇三郎君

5. 不 応 招 議 員

なし

6. 出 席 議 員 数

14名

7. 欠 席 議 員

なし

8 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	村田 文廣 君	総 務 課 長	上瀬 勉史 君
企 画 課 長	東 久生 君	会 計 管 理 者	高西 立八 君
町民福祉課長	磯田 諄二 君	生 活 環 境 課 長	鈴木 好喜 君
税 務 課 長	立井 靖樹 君	建 設 課 長	高松 淳夫 君
産 業 課 長	野呂 泰道 君	健 康 ほ け ん 課 長	大滝 安浩 君
総合支所長	谷口 俊彦 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君
教 育 課 長	鈴木 恒 君	報徳病院事務長	尾上 薫 君

9 . 職務のため出席した者の職氏名諄

議会事務局長	西山 幸也 君	同 書 記	北村 安子 君
--------	---------	-------	---------

1 0 . 会議録署名議員の氏名

8 番	濱 井 初 男 君	9 番	村 田 侑 康 君
-----	-----------	-----	-----------

1 1 . 町長提出の議案の題目

議案第 3 9 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 0 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 1 号 大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 2 号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の条例について

議案第 4 3 号 大台町税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について

議案第 4 5 号 紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について

議案第 4 6 号 奥伊勢広域行政組合理約の変更に関する協議について

議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 0 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 2 . 議員提出の議案の題目

請願第 1 号 風力発電所建設に反対を求める請願

1 3 . 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 4 議案第 3 9 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 4 0 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 1 号 大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4 2 号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の条例について

日程第 8 議案第 4 3 号 大台町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 4 4 号 大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 4 5 号 紀勢地区広域消防組合理約の変更に関する協議について

日程第 1 1 議案第 4 6 号 奥伊勢広域行政組合理約の変更に関する協議について

日程第 1 2 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 3 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 1 号）

日程第 1 4 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大台町生活排水処理事業特別会計
補正予算（第 1 号）

日程第 1 5 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 請願第 1 号 風力発電所建設に反対を求める請願
（委員長報告）

追 加

日程第 1 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度（繰越）森林整備加速化・林業再
生事業日進公民館改築工事請負契約の締結につ
いて

追 加

日程第 2 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）

開会の宣言

(午前9時00分 開会)

議長(大西慶治君) おはようございます。

定刻となりました。ただいまから、平成22年第2回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案第50号 大台町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について、報徳病院事務長から予算に関する説明書の訂正についての発言がありますので、これを許可します。

病院事務長。

報徳病院事務局長(尾上 薫君) 申しわけございません。

議案第50号の大台町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)でございます。この中の8ページ、平成21年度大台町国民健康保険病院事業予算予定貸借対照表とございますけれども、これにつきましては、平成23年3月31日の状況を示しました平成22年度の予定貸借対照表でございます。したがって、平成21年度を平成22年度に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。申しわけございません。

議長(大西慶治君) 本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しまし

た本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調

査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第39号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第4 議案第39号「大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第5 議案第40号「大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 1 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第 6 議案第 4 1 号「大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 4 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 2 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第 7 議案第 4 2 号「大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の条例について」を議題とします。

議案第 4 2 号については、産業建設常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山幸也君） 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第42号 大台町宮川地域地場振興基金条例の一部を改正する等の条例について、審査結果、可決。以上でございます。

議長（大西慶治君） 次に、委員長報告を求めます。

濱井産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（濱井初男君） それでは産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

去る6月14日の第2回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案第42号 大台町宮川地域地場産業振興基金条例の一部を改正する等の条例につきまして、6月15日、産業建設常任委員会委員全員出席の上、議案の審査を行いました。委員会では本議案について、各委員より質疑が出され、熱心かつ慎重な審査の結果、原案どおり賛成多数で可決されました。

これより、審査過程における質疑等、主なものについて申し上げます。まず初めに担当の産業課から、大台町宮川地域地場産業振興基金及び大台町道の駅奥伊勢おおだい事業基金についての設立の経緯や現状についての説明があり、次いで質疑に入りました。

「それぞれの基金の成り立ちが違うのだから、道の駅奥伊勢おおだいの改正でもよいのではないか」との問いに対しては、「条例改正の際には類似の基金条例の統合は考慮すべき」との答弁でありました。

「経営安定の補助をすることによって会社組織の意欲が落ちないか」との問いに対しては、「間違ったメッセージにならないよう配慮していく」とのことでした。今回の条例改正により一つになる大台町地場産業振興基金については、現行の基金条例同様それぞれの会社の経営基盤が違うことから、一つの基金条例ではあるがそれぞれの会社ごとの基金として、きちんと分けて運用をしてい

くということでありました。

また、道の駅の平成21年の決算はすんでいるものの、議会への経営状況報告がなされていないことから、条例改正は経営状況報告の後にすべきという意見がありました。

以上、当委員会における審査の経過並びに結果であります。当委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（大西慶治君） ただいまの委員長報告について、質疑があればお受けします。質疑は委員長に行い、質疑の範囲は委員会の審議経過と結果報告に限られます。

議案第42号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対の発言を許します。

廣田議員。

2番（廣田 幸照君） 委員長報告にありました、本条例改正に反対する立場から意見を述べます。

この条例改正の一番大きな目的は何かということを考えておりますと、廃止される大台町道の駅奥伊勢おおだい事業基金条例の第6条に、基金の使い道を施設の維持管理等に要する費用に当てるために処分することができるかとあります。今回、改正されて統合され、題名も大台町地場産業振興基金条例というふうに変わりますけれども、元となった大台町宮川地域云々という基金条例の第6条に、別表に掲げる第三セクター等の経営安定に要する場合に限り予算の定めるところに処分することができるかとあります。つまり廃止される道の駅条例では、施設改善にしか使うことができないのを、経営安定にまで広げようという

意図があるものと思われます。

その証拠に、本定例会で補正予算 2 1 ページ 5 款農林水産業費、 1 山村振興推進費 3 0 番の道の駅奥伊勢おおだいの経営安定補助金 3 3 3 7 万 8 0 0 0 円が上程されております。この条例改正はまさにこのための条件整備であります。そしてその施行期日は交付の日から施行するとなっており、この条例が賛成多数で採択されるときから効力を発し、補正予算を定め支出できることになるわけです。

ところが一方、この 3 3 3 7 万 8 0 0 0 円の中には、平成 2 1 年度、歴年で 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの赤字分 7 4 2 万 7 6 3 9 円も含まれております。この赤字の金額は、確かに 2 月末に行われた取締役会に報告され承認されているところであります。

ところが委員長報告にありましたように、議会に報告はなされておりません。議会で報告され、そして赤字の要因や改善すべき点も報告され承認され、その上でこの赤字をどうするかという論議に達するのが筋道ではないかと思ひます。これをせずに素通りしたままで、赤字解消のための基金処分は、真に町民のそして 7 6 % を出資している大台町の町民代表として、我々議員もまた町長も職責を全うしているかと、到底思われなところであります。

この委員会では町長もその筋道の少し誤っているところを認めている節がございました。ご都合主義で筋道を曲げることのないように、議員諸氏の良識に期待し反対の討論といたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

直江議員。

6 番（直江修市君） 本条例改正につきましては、提案理由の説明におきまして、字句の訂正と道の駅おおだいの累積赤字解消のために、現行条例では経営安定のために取り崩しができないということから、改正の必要が生じたということと、委員長報告にございましたように、類似の基金の一元化、こういう 3 点が改正理由であるというふうに説明を受けました。

委員会におきましては、その累積赤字に対して基金を取り崩しことのできるような改正については、いかがかというような議論がなされましたが、説明を受けてますと、累積赤字と銀行からの借入金がございます、1600万円、その年間利息が毎年43万円払わなければならないというようなことになっておる。これは非常に経営上も重いものであるということ。これの解消は必要ではないかというふうに、私も考えるようになりました。

また、それぞれ経営基盤が違う、成り立ちが違うということから、はっきり言えば基金の原資は剰余金であります。それを積み立ててきたという経緯からも、一元化によってそれぞれの経営方針の違う、いわゆる会社の不利益にならないかということが懸念でありましたけれども、これはそれぞれの経営努力を重視し、管理は別々にしていくという明確な説明がございました。

また、基金の一本化についても、第三セクターは町の地場産業を担う大事な組織でありまして、そのことにおける波及効果が非常に大きなものがございます。大変厳しい経済状況でございますけれども、町としてはせつかく設立し、そのことで恩恵を受けている住民もございますから、なるべく頑張るってこの運営をしていかざるを得ないというふうに私は思います。

そういうことから、それぞれ基金の管理は別ですけれども、思いは一つにして、大台町の地域産業を発展していくと、発展させていくという、こういうことでやっていくことは、今後合併したということの上からも必要な改正ではないかというふうに考えますので、本案に賛成をいたします。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

まず原案に反対の発言を許します。

前田議員。

11番（前田正勝君） 反対の立場から討論いたします。

先ほども委員長から委員長報告で、るる説明がありました。私はこの条例改正については、いささか疑わしい部分があるところを感じております。でありますから時期尚早ということで、反対といたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第8 議案第43号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 1点お伺いをいたします。

扶養控除の廃止によりまして、生まれてくる諸制度への影響なんですけれども、保育料金とか、雪だるま式に負担が増えてくる、値上げしていくということになってくると思うんですけれども、その個人住民税額を制度利用などの基準としている制度について、どのようなものが該当してくるのかについて説明を求めます。

どういった影響が及んでくるかということで、先ほども保育料金ということでお伺いましたけれども、制度についてお伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 税務課長。

税務課長（立井靖樹君） 影響を及ぼす制度というお話でございます。住民税、所得税が変わってくるということで、それに基づいて個人負担等を行う事業が大体該当してくるのではないかと。その中で主なものは福祉関係が多くなってくるのが現状でございます。

ただこれが平成24年度、住民税としては平成24年度からの該当ということで、今、各省庁が関連するものについて洗い出しをしておる最中でございます。これをこの夏ごろからその改正までにどのような形にするかということ協議するような状態であるという部分で、まだ明確ではないというのが現状でございます。以上です。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 福祉関係に及んでくるかもわからないという明確ではないけれどもということで、国会でもその日本共産党の山下議員が、一人でもそういう負担増になることは許されないということで追求をしているわけですが、福祉関係というと、とても幅広くなってくると思うんですね。現状で示されているような個別なものというのは、あるんでしょうか。

議長（大西慶治君） 税務課長。

税務課長（立井靖樹君） 量的にはかなりあるんですが、主なものとしましては、当町で関係してきそうなものとしましては、後期高齢者医療制度、それから障害者自立支援制度関係、障害福祉サービス等の措置入所利用等、それから精神障がい者措置入院費、それから先ほどおっしゃられました保育所の保育料、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等が該当してきそうな主なもの、現在わかっておる主なものということになります。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

まず原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

1 番（堀江洋子君） 本案に反対する理由を述べます。

地方税法の改正内容はもともと民主党のマニフェストにもなかった、個人住民税の年少特定扶養控除の廃止、縮減というもので、これにより個人住民税は過去最大規模の 4 5 6 9 億円の大増税となります。

しかも子ども手当の月額 2 万 6 0 0 0 円の支給の保証がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は、恒久措置とされました。また先ほど質疑もいたしまして、答弁もあったわけで、説明もありましたけれども、その上に影響を是正する、先ほどの後期高齢者医療制度、保育料などとの具体的なことはまだわかっていませんけれども、影響を是正していく措置、その具体的な措置もいまだに国から示されていないということでもありまして、よって本案に反対をいたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第 4 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 4 号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第9 議案第44号「大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

議案第44号については、総務教育民生常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山幸也君） 総務教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第44号 大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例について、審査結果、可決でございます。

議長（大西慶治君） 次に、委員長報告を求めます。

堀江総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員長（堀江洋子君） 総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。総務教育民生常任委員会における審査の経過並びに結果につきまして、ご報告をいたします。

去る6月14日の第2回定例会におきまして、総務教育民生常任委員会に付託されました、大台町放課後児童クラブ施設条例の全部を改正する条例につきまして、6月16日、総務教育民生常任委員、全員出席の上、議案の審査を行いました結果、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

これより審査における質疑等、主なものについて申し上げます。最初に14日の本会議における直江議員の質疑についての執行部から、次のように説明がございました。

質問の内容は町内の公益的団体が第1条の設置目的を達成するために、長期に利用が必要と認められるときは、占用を許可することができるという追加条項の必要性に関するものでございました。この質問に対し、執行部の回答は、次のようなものでありました。「質問の趣旨は施設の長期占用許可により、少

しでも学童保育団体が途中で事業の継続ができなくなることの不安の解消にあるものと考えます。しかし、第16条により指定管理者である3年間は、独占的に使用できるわけで、例えば6年の占用許可をいたしましたとしますと、3年後の指定管理者選定のときに、占用許可と指定管理者制度で法的矛盾が生じてきます。したがって、占有許可条項を追加することは難しい」というものでありました。

これは指定管理者制度の矛盾から生じております。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間ノウハウを活用すること。また民間であっても十分サービスの担い手になりうる主体が増加した状況の中で、この制度が創設されました。そのため公共施設の管理運営にあたり、直営か指定管理のどちらかを選択しなければならなくなりました。そこで各地区の集会所など、本来委託でよいと考えるものまで、形式であっても指定管理せざるを得ないこととなりました。この学童保育施設についても、基本的に営利を追求するのではなく、競争に余り適さない公共福祉施設であるとの考えに立ちますと、この制度の大いなる矛盾を生じているように思います。

またその指定管理の期間につきまして、公共施設の効果的、効率的管理の観点から定めることになっています。この施設にはなじみませんが、最小のコストで最大の効果を上げているかなど、指定管理者による管理が適正に行われているかを見直すためでもあります。そこでこの児童クラブ施設は何年が妥当なのか、1年か3年か5年か、余り長期にわたると見直しの機会が失われることとなりますし、短いと学童団体の不安へとつながります。

そうしたことから3年間の設定をしたとの説明でございまして、委員会といたしましては、全員がこの説明に納得をいたしました。その他、全国的に見てこの放課後児童健全育成事業の運営については、指定管理者制度はなじまないのではないかという意見もございました。

また第2条の定員の根拠についての問いにつきましては、厚生労働省のガイドラインによるもので、建物の面積により算出されているとの答弁でした。ま

た水泳プール事故等の危機管理の対応については、どうしていくのかという問いに対しては、他のクラブの事例説明の後、指定管理者が決まり次第、調整していくとの回答でございました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果でございますので、報告といたします。

議長（大西慶治君） ただいまの委員長報告について、質疑があればお受けします。質疑は委員長に行い、質疑の範囲は委員会の審議経過と結果報告に限られます。

議案第44号の委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第10 議案第45号「紀勢地区広域消防組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第11 議案第46号「奥伊勢広域行政組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第12 議案第47号「平成22年度大台町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

2番(廣田幸照君) 21ページでございます。先ほどの条例改正のときにも言及いたしましたが、農林水産業費、1.山村振興推進費負担金補助及び交付金として、道の駅奥伊勢おおだい経営安定補助金3337万8000円が計上されておりますが、この数字の根拠をお教えいただきたい。

議長(大西慶治君) 産業課長。

産業課長(野呂泰道君) 21ページの道の駅奥伊勢おおだい経営安定補助金の3337万8000円の根拠でございます。まず一つは1600万円の借入に対する返済でございます。もう一つは、6期分の累積赤字に伴いまして、1737万8465円という、その補てんで合計合わせますと3337万8

000円でございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 1600万円は借入金の返済だと、こういうふうに伺いました。この1600万円の借入金が発生した原因は、管理組合であった道の駅奥伊勢おおだいが収益金を、町のほうに寄附金として3期にわたり6000万円、町のほうに納入したわけです。この納入されたお金を基金として町は積み立てておりました。そしてこれを施設改良に当てるつもりでございましたが、税務当局の指摘で、それは利益誘導にあたるということで、不適切だということで2600万円の追徴課税をされて、これを借入によって賄った。既に1000万円返済いたしまして、1600万円残っていると、こういうふうな理解をしております。

もともとこの借入金は、町のほうの言わば認識不足で発生してきたものであり、税務当局の指導にしたがって納めたものでありますので、当然これは道の駅に負担をかけずに町のほうで賄うべきものではなかったというふうに考えております。

そこで、この赤字を解消するには、いささかの不都合もないわけでありまして。そして先ほどの答弁で1737万8465円にのぼる6期の累積赤字を、ここで解消すると。合計3337万8000円という金額が上がってきたというふうな説明をいただきました。

この道の駅の経理状況につきましては、出資法人の出資法人経営状況が毎年9月に報告され、議会でも認識をしているところであります。この6期に及ぶ赤字の金額は、少しずつ減ってまいりまして、平成21年度は68万円ほどの黒字になったかというふうに認識してます。もう一度、この6期の間のそれぞれの期ごとの赤字をあるいは黒字をお示しいただきたい。

そしてこの平成21年度、歴年の平成21年1月1日から12月31日までの間に出てきておる赤字742万何がしというのも、この中に含まれていると思われるんですね。その辺のご答弁をよろしくお願いしたい。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 1737万8000円の累積赤字の内容についてでございます。第1期、平成16年では15万6275円の赤字でございます。第2期、平成17年でございます、472万7928円の赤字でございます。第3期、平成18年では、486万6360円の赤字でございます。第4期では、88万3703円の赤字でございます。第5期につきましては、68万3440円の黒字になっております。第6期、平成21年では、742万7639円で、合計いたしまして、1737万8465円という内訳でございます。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） これは町長に聞くべきだと思うんですけども、平成16年から平成20年までは経営状況ということで報告を受けております。議会のほうもその報告を諒としておるところでございます。平成21年につきましてはまだ報告は受けておりません。そしてこの徐々に赤字幅が縮小してきて、平成19年にはマイナスの88万円だったと、最大のときは平成17年の472万円ですね。平成16年はわずかな期間だと思いますので、15万円ぐらいになっておるわけですが、それからだんだん470万円、480万円ときて、平成19年には88万円の赤字、平成21年には黒字に転換して68万円、こういうふうになっています。

つまり経営は徐々に上向いてきているというふうに認識すべきだと思うんです。この間、辞任された古畑駅長はこの赤字解消に非常な努力をなされました。そしてまた主力商品であります野菜生産農家に対して、品質のよいものを、そして鮮度のよいものを安くというふうな指導をし、叱咤激励をして、それに応えた形で生産者も頑張ってきたわけでございます。

しかるにですね、平成21年度は赤字に転換してきた。これにつきましては、9月のほうの出資法人の経営状況の報告を待つことにいたしますが、本来議会へ報告して、議会がそれを理解をするということは、76%の出資金を持っている大台町、その代表としての大台町長が代表権を持って、この道の駅の経営

に参与されていると。我々も議会議員として、町民の付託を受けて、いろいろな行政に意見を申し述べる機会を与えられておるわけです。この平成21年度の決算については、まだ意見を申し述べる機会を与えられていない。にもかかわらず742万7639円の赤字を、この条例が成立したという条件整備を待って直ぐに補正予算の中に組み込んで上程されるというのは、いささか性急すぎる。

先日も道の駅で生産農家の方と、3人ほどと立ち話をしておりました。その中で前の駅長はいろいろな形で、辛辣なところもあったけれども、いろいろな形で我々にアドバイスをしてくれて、こういう形に持ってきておると。この道の駅は我々の宝だと、しっかり頑張ると言うとります。ところが、今度は新駅長にかわって、今まで4年間あるいは5年間放置してあった赤字を、また基金条例もここでリメイクして、そして条件整備をして、全部ご破算にしてしまう。全部をちゃらにしてやっていくと。これじゃ赤字を出したら、これから町は拭いてくれるんやなど。そんなことにはいきませんよという話をしたわけですが、安易にこういうことをやりますと、やはり今までの生産農家の努力は何やったかということになります。

いささか前任の駅長には、私も批判的なところはありますけれども、しかし経営に対する努力は十分認めるところであります。そういうことを、少しも斟酌せずに、また議会の報告も経ずに、この平成21年度の赤字742万余を組み込んだ理由をお聞きいたしたい。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 審議も経ずに予算が先行しながら、この支援を行っていく。そこにはそれぞれの農家の皆さんの努力なり、あるいは会社としての努力なり、そういったようなものが、少し安易になりがちじゃないかと、こういうようなことでもございます。ただおっしゃられることは、よく理解をできるわけでもございます。

この700万円を超える赤字も、平成21年度に発生してきております。し

かしその売上が徐々に落ちてきておるといことの中で、このような金額になってきておると、こういうようなことでもございます。もう一つは、従業員のパート雇用あるいは臨時雇用というふうな形できておったのを、途中から正規社員の雇用に切り換えてきたと、そういったようなものも多少は組み込まれているものというふうに思っておりますが、この方法といたしましては、これまでも1600万円の借入部分がございます。これを何としても解消しなくてはならない、そういうことと。

それから累積赤字につきましては、これは駅長がかわったからどうのこうのということではなしに、今の取締役会の中で、この部分をどうしても解消して、この際いくべきではないかと、そういうような取締役会でのお話でございました。その部分としましては、その方針は会社のほうで当然設定をすべきものでもございますので、議会でどうのこうのというようなことには、なかなかいかんのではないかと、こういうふうに思っているところであります。

予算計上につきましても、この間の委員会でもお話がございましたように、その予算を設定するのも審議を経てからすべきではないかと、そういうふうなことでもございますが、この6月、9月というふうな形での議会が、定例会として行われますけども、遅かれ早かれお願いせんらんというようなことでもございます。またここは道の駅が歴年での会計というふうなことでもございますので、2月20日前後に取締役会が行われ、そして長く放置をするというわけには、これいかなだろうというふうにも思っているところでもございます。この6月に予算として設定させていただいて、ご審議をいただくと、こういうふうにさせていただいたものでございます。

そういうことでございますので、一つご理解をいただきたいというふうに思います。また途中で、この経営状況を期別に申し上げましたんですが、平成17年度、平成18年度は、約400万円を超える赤字部分が発生してきておるといふようなことでもございます。これは平成18年につきましては、3月に高速道路が開通をしてきたと、そういうような影響をもろに受けたというふう

なことでもございますが、その後、やや持ち直してきてやっているところでもございます。しかしこの景気の大きな減退というふうなこともございまして、平成21年度については、そのような大きな赤字になってきておると、こういうような状況でございます。なかなか自社努力だけではいけない部分もございますけども、中もしっかり見ながら、今後も対応してまいらなければならないと、これは道の駅だけではなく、ほかの会社ではそれは共通することであるというふうに思っているところであります。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 6ページ、まず国庫支出金の美しい森林づくり基盤整備交付金1400万円何がしの減と、高齢林整備間伐促進事業補助金1000万円の減でございます。20ページの循環型生産林整備事業の高齢林整備間伐促進事業補助金2500万円が、当初予算、全額カットということでありまして、このことにつきましては、一般質問でも少し触れましたが、これから高齢林の整備を行っていくということで、平成22年度の当初予算に上げられた事業が、やっていけなくなるという予算措置なんですけれども、町としましては、まず必要な高齢林の整備面積ですね、それにつきましては、どれほど上げておられましたか。

高齢林と言いますと、説明では46年生以上ということで、昔でしたら十分お金になった年齢ですけれども、今はもうほとんど山手は出ないんじゃないかというふうな木材価格の低迷状態であります。したがって、利用間伐というのは望めない。そうしますと、やはりもったいないですけれども、除伐をして整備をしていく。そして将来に備えていくということが求められてくるんですけれども、これが補助対象にならなくなるということでもありますので、その点を伺いたいと思います。

それで当初この高齢林の整備期間は、どれぐらい考えておられたんかとです

ね、平成22年度2500万円という予算計上でございましたが、これによりまして雇用確保、私らでいう何区ですね、確保できたんか、作業日数について伺いたいと思います。

6ページ、戸別所得補償制度導入推進事業補助金ということで、これは歳出では18ページの農業振興費の時間外勤務手当臨時雇用賃金というふうなことが上がっております。戸別所得補償政策につきましては、民主党の農業政策におきます目玉と言われておりますけれども、申請できる農家は減反を達成して主食用米の生産を行った水稻販売農家ということでありまして、私も少し米つくっとるんですけども、主食用米のこの水稻販売農家には当たりませんので、この戸別補償の対象にはなりません。2反8畝ぐらいつくっておるんですけども、減反部分が5畝ぐらいありますので、それはそれで対象になるようでございますが、あえてそれぐらいの面積の申請をする考えは、今のところないんですけども、こういうことで非常に農家の方が、当初期待しておりましたけれども、内容的に何やこれはというような状況も出ておるようです。

きょうは中日新聞の記事に、JA三重県の一番えらいさんのコメントが出てましたけれども、赤字の1万5000円、若干の補てんにはなって、それはそれでいいことやと思うんです。ただ後いろいろそのことで、FTA交渉、いわゆる輸入自由化に道を開くというようなことになっていってもろては困るとか、いろいろ声が上がってきております。というようなことでございますので、大台町では対象農家が何戸あって、今、何戸申請をされておるのか。そのことを伺いたいというふうに思います。

それで、担当課のほうにも、この問題についての問題点を通告しておいてありますので、その点について質問しますので、答弁できるところを答弁してください。政権が目玉とする戸別所得補償は、当初の期待と異なり農家や関係者の間に戸惑いや、不信感を広げております。

一つは所得補償の水準が低すぎ、米価の暴落を放置しているために、問題解決の展望が見えないこと。二つ目は転作作物への補償を、全国一律にした上で、

米粉、飼料米などを除く多くの作物で、その水準をこれまでより大幅に引き下げたこと。これはこの加入申込手続きの中にも出ておりますという状況であります。三つ目は、戸別所得補償は輸入自由化推進と一体になっていること。輸入を自由化して、農作物価格が一層低落すれば、補償といっても穴の開いたバケツに水を注ぐようなもので、農業の壊滅的打撃は避けられない。四つ目は、自公政権と同様2010年も農業予算全体の削減を続けたまま、所得補償の財源を確保しようとするために、農業共済、鳥獣被害対策、一般質問でも言いましたけれども、かなり交付金が削減された。耕作放棄地対策など必要な予算を切り刻んで、財源を捻出しておるということです。

土地改良の予算も乱暴な削減によって、本当に必要な工事にまで支障が出ておるといような状況でありますで、この民主党の戸別補償対策についての問題点について、トップとしての見解を伺いたいと思います。

7ページ、森林管理システム必要技術開発事業委託金を受けて、20ページ。森林管理システム実用技術開発事業費1250万円、これ全額今の言いました委託金でありますけれども、この開発事業につきましては、担当課のほうで資料をいただきまして見ておるんですけれども、産学官連携で研究期間3年で、実際事業を町有林で展開する2年と合わせて、5年ということでありまして、1年目の予算の計上ですけれども、ここで言っています研究領域設定型研究、現場提案型研究、緊急対応型調査研究、町はこの三つのうちのどのタイプになるんか。まず伺いたいと思います。

それで、3年、2年、5年たたと結果と言いますんか、実際林業振興策として出てこないんか。その点、伺いたいと思います。こういうことがどんな形で具体的に山の木を切って搬出して、市場での販売価格につながっていくんか。そういう点で大変私疑問がございまして、今、日本の木材の使用量800万立米と言われておって、日本の国産材が24%を占めておると。これは需給率は大分向上してきておりますけれども、いかんせん販売価格が先だっても、前田議員からもありましたけれども、全然再生産を補償するような価格でないとい

うのが、林業の厳しい要点なんですね、一番急所です。私そこのところへちゃんとメスを入れていかんと、具体的には需給率を上げていく、外材を抑えていくというようなことをしていかにと、こういうこととしてどんな一体効果が出てくるんか。林家の林業経営の意欲を高めるような形に出てくるんか、大変疑問ですので、この点についての説明を求めたいと思います。

9 ページ、財産管理費で土地鑑定業務委託料が出ております。これは宮川地域の保育所の跡地と、報徳病院の医師でありました故桑原徳治氏がお住まいであった家屋の評価を行うということであります。この二つの土地につきまして、町としては売り払うという考えから、こういう委託を計上しておるんか。先の補正でも藺井の鑑定料が出ておりますけれども、町有地の処分についての一連の計画があり、その計画に基づいて処分方法等を考えておるんか。その点を伺いたいと思います。

最後に、23 ページに防災費ということで上がっております。これはここにも書いてありますように、防災行政無線の埋設土の修繕工事ということで、私この予算見ましたときに、直ぐに現場が頭に浮かんできましたんで、確認しましたところ間違いなし私が思っていたところでありました。この補修が必要になった理由について、私の意見を述べておいたんですけれども、誘発された路肩の陥没やと私は思います。そういうところを行政無線の電線を保全していくという理由から、町単で工事も上げておるんですけれども、その根拠につきましては、トヨタ自動車株式会社と町におきまして、覚書を結んでおりまして、ここでは当該電気設備の保守管理に必要な措置、つまりはこういうふうに路肩が崩壊して、布設してある電線に障害が及ぶと予想された際には、町として町の予算でもって工事を行うという覚書であります。

この路線は、ここに言いましたように、トヨタ自動車株式会社の所有林で、いわゆる公道か私道と言え、完全に私道なわけなんですね。そこをずっと町は電線を埋設しておることから、この工事が必要になった理由が、他に出てきた場合、ずっと町の予算でしてかんなんということになるんですけれども、

そういう考えであるのか、まずその点を伺いたいのと。いろいろ考えられることは、これ私道ですんで、もっと大きな災害が起きて、被災して相当必要な工事費が要っているといった場合は、この電気設備は公的なもんなんで、それで国の災害の補助対象になっていくんか、あくまでも私道なんで、公共施設やないんで、林道ですね。町単でやっていかなければならないというようなことなんか、その点を伺いたいと思います。以上。

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開は10時20分とします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に続き会議を開きます。

産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 6ページにおきまして高齢林の整備間伐促進事業補助金の減額に伴う質問をいただきました。初めにお断りをさせていただきます。これまで高齢林の対象とする林齢はということで、主に45年以上と説明をさせていただきましたが、対象につきましては36年以上が対象でございますので、ご認識いただきたいと思います。

それでは、まず高齢林の今回の2500万円に対する対象面積はということでございます。杉といたしましては、7856ヘクタール。檜で5350ヘクタール、合わせて1万3206ヘクタールが対象面積でございます。

次に、事業実施期間についてはとの質問でございます。美しい森づくり交付金実施事業計画書により、平成21年から24年の4年間の計画でございます。

次に、対象面積に対する減額措置を講じることによって、作業日数、実作業者の日数が減ったのではないかとということでございます。今回の減額させていただいた2500万円に対しましては、その対象面積118ヘクタールをあくまでも個人が所有の申請により実施していくもので、今回の実施箇所については、事業費の割合から算出させていただいたというところでございます。その

118ヘクタールの環境林の分係りから算出をいたしますと、ヘクタール当たり800本、それぞれ800本とか1000本とか、その山によっては異なりますけれども、800本とした場合の間伐をした場合、13.3人という作業員が必要という分係りでございます。仮に3人で作業を行ったとすると、ヘクタール当たり6.65日かかると、3人で作業したときには6.65日かかると、そうした場合、118ヘクタールでは784日という作業日数が推測されるような状況でございます。高齢林については以上でございます。

続きまして、同じく6ページの戸別所得補償制度についてのご質問いただきました。このまず戸別所得補償制度の対象戸数はということでございます。大台地域では513戸、宮川地域では292戸、合わせて805戸が対象でございます。次に、現在の申請者数はということでございます。6月17日現在では、10戸の申請をいただいております。

それと、先に質問内容いただきました戸別所得補償制度について、4点ほどいただいた内容でございます。一つは戸別所得補償が低すぎると、展望が見えないということにつきましては、戸別補償と位置づけてはおりますが、あくまでも米の生産調整ということの需給バランスをとっている状況が、今回の制度ではなかろうかと思っております。この制度で生産調整をするためには、大台町の場合ですと、40%の転作を義務づけ、転作奨励金と米の作付けに対する定額交付金といったところを合わせて補償としておりますが、議員ご指摘のとおり現在の中山間地域の農業経営の抜本的な改善になるものではないと思っております。

二つ目の転作物の補償を全国一律にと、大幅に引き下げていることにつきましては、転作物の補償の基礎は、全国一律であります。地域の激変緩和措置がとられ、これまでの補償に近い水準まで引き上げられております。今回の水田利活用需給率向上事業では、三重県で統一して一般作物が指定されて、品目をふやしております。そういったことから住民の方々にとっては、品目が増えたことによって、その地域で多くつくっていただくといったような選択肢が

広がっておりというようなことになっております。

三つ目でございます。戸別所得補償が輸入自由化推進と一体となっているのではということでございます。今回の戸別補償制度の導入は農産物を含む、日米の自由化貿易協定締結を目指すというもので、自由貿易による農産物の価格が下がった分を、戸別所得補償制度で補うというような、幾分かそういった意味合いも持たれておるのではないかという、言うなれば一体化というところもとられます。このようなことがこの地域においては、やはり広いところであれば該当しますけれども、やはり申請を送って10戸しかないということは、面積が少ないところにおいて、この制度自体、非常に問題があるように考えております。

四点目でございます。戸別所得補償制度を確保するためということで、他の農業政策予算が削減されたのではないかとということでございます。先日の一般質問のほうでも獣害対策のほうで質問いただきましたが、今回の戸別補償制度に対して、そういったところでほかのやつを切り捨てておるというわけではございません。やはり今の現政党での対策といたしましては、全体の中から行うための削減を講じられたということで、この戸別所得補償制度をするがために、他の削減を講じた土地改良施設なんかの費用を削減したということではないかという認識をしております。戸別補償制度については以上でございます。

続きまして、7ページの森林管理システム実用技術開発事業基金125万円の内容でございます。まずこの事業といたしましては、直江議員おっしゃられましたように、産官学といったところの中で、それぞれ大台町、トヨタ自動車、三重県の林業研究所、三重大学、筑波大学、それぞれの分野において分かっております。

大台町といたしましては、森林資源の現況及び施業履歴調査と過密度調査。トヨタ自動車では過密林分の間伐技術の開発。三重県林業研究所では森林管理の違いが、森林の成長に及ぼす影響の解明。三重大学と筑波大学は、森林データの電子化と利用システムの設計と、こういったところをそれぞれ分かれまし

て5カ年、まず3年間は森林管理システムをつくります。残り2年間は、それを実証していきますという流れになっております。

今回のその内容をもちまして、一体本研究ではどうしていくのかということがございます。一つはモデル流域におきます森林管理計画策定のための森林資源データベースの構築をしていくと。森林施業の効果判定のための森林解析システムの開発を行うと。もう一つは間伐利用の可能性の評価。それと森林管理システムの開発と実証といった、そういったところをまず3年間で取り組んでいこうやないかというところがございます。

その結果で、一体どういう形の使い方をするのかということが、一番大事かと思いますが、一つは森林の現況に応じた間伐手法、森林の修復手法の提示による、言うたら荒廃した人口林、手を入れてない人口林がある場合、今後明確な、これまで昔から間伐しなから育成していくんだというやり方もあるわけですが、そういったことも現在のところ行われてはおりますけれども、その実証をもう一度してみようやないかというような内容でございます。

一つは、経営目標に合致する林型誘導の施業プログラムを策定し、支援または提案による効果的な森林管理をやっていく。今現在の山地づくりというのは経営をしておるわけなんですけれども、やっぱり今でも木材の価格が低くということの中で、搬出の技術とか、それとかそれに対する植栽をすることについて、今後年数においての経営的なものとか、そういったものをもう一度今回のこの内容の中で考えていこうやないかということが、一つ含まれております。

三つ目といたしまして、間伐材等の未利用の資源の活用ということで、バイオマスの燃料とか、あとほかのものに使っていくことが可能なのかということで、トータル的にこれからの利用形態を考えていこうやないかということを含めて、今回の事業を実施する内容になっております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 直江議員さんの町有地の処分について、一連の計画があるのかというご質問でございますけれども、一つは会計監査委員さんか

らの報告で、普通財産につきましては、できるだけ処分をするようにという報告が上がっております。もう一点、集中改革プランの中でも、その処分の方針を示しておるところでございます。その中で計画があるかということでございますけれども、個別な計画はございませんけれども、そういう方針に基づいてやっておるということでございます。

もう一点の始神高の修繕工事の400万円につきまして、何かあった場合、必要な措置は町が行うのかという質問でございますけれども、基本的にはこの始神高中継局を埋設するに当たりまして、電波管理局から作業道を町が一体的に管理をすることを求められております。その関係の中で、トヨタ自動車所有地内の電線埋設区間につきまして、電気設備の保守管理に必要がある場合は、町が主体的に管理をするという契約を、トヨタ自動車と結んでおります。

つきまして、基本的には電線埋設に関しまして、その電線に影響がある場合につきましては、必要な措置は町が行うこととなります。その中で災害の場合の補助対象となりうるのかということでございますけれども、基本的に災害の補助対象とはなりません。ただ大規模な災害が起こりました場合につきましては、例えば山が崩落するとか、そういう場合につきましては、その山へ行くための当然道が必要がございますので、そういう二次的に災害の対象となることはございます。また、大規模災害の場合は、治山工事などで対応も可能かと存じます。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 高齡林、36年以上の山が対象という、これ私聞いたときは、46年という説明を受けたので言いましたけれども、36年というふうに担当課が訂正されたので諒とし、予定されておるのが、1万3000ヘクタール、大変な面積でありまして、これがもう廃止になったということですが、町としては私は必要な森林整備ではないかと、今後高齡林しか残ってきませんから、制度事業で消化されたあと、ここの部分はどうするのか。このところちゃんと手当をしてかんと、今まで幼齡林やってきたって、肝心な年

齢になってからやらんだら意味ないというふうに思いますので、その点だけ答弁願いたいと思います。

それから戸別所得補償ですけれども、これも今1万3003円が60キロあたりの標準的な生産費というふうに、民主党政権はしておるようだけれども、実際生産費は1万6497円ということですので、その想定自体が低い。反1万5000円というのと、僕等やったら6俵ぐらいしかようたらんで、というようになってくると、1俵1000円ぐらいというような、その計算ちょっと間違とるかわからんけど、急に計算できんのでということで、本当の価格補償になってないという声があって、農家の方もやっぱり10戸しか申請してないというような実態が、こういうところにもあるんじゃないかと思います。

予算面から聞けば、18ヘクタールですね、これ10戸の農家の加入申請の審査するのに、125万8000円もかかる。1戸当たり12万円からとなってくるというようなことになるんですけど、この予算と加入戸数との整合性はどういうことなのかについて、125万8000円、申請農家10戸、この点について伺いたいというふうに思います。

トヨタ社有の山林の私道は、これ実質、町が電気設備を埋設しておるということで、維持管理というのか、大きな管理に影響の及ぼすようなことはしてかんらんというようなことですが、私道ですんで、普通の災害の対象には私なりにくいと思う。やってかんらんのやったら、町管理としていったほうが、どうなのかというところを、さっき言いたかったんですけれども、ちょっとその点について、しないほうがいいのかもわかりませんし、したほうが災害なんかを考えた場合に、町管理であれば当然公共林道みたいなことになってきて、災害対象になるというケースで、今までもずっと対応してきておるんで、その点について伺います。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 高齢林の整備間伐促進事業がなくなることに至って、今現在大台町では一番重要な林層であって、それがなくなることについて

問題が生じるのではないかとということでございます。本来のその今回予算をいただいておりますのは、あくまでも美しい森づくり交付金事業ということで、国からの事業として予算を受けさせていただいて、実施をいたしました。国のほうがなくなったということなんですけれども、これはまだ県のほうの事業は残っております。ただ補助率が県の高齢林の整備間伐促進事業では、一般では65%、団地化を図った場合は75%ということで、少しあと残りの所有者分はどうするのかということなんです、これはできるだけ施業者が努力をしていくという方向で、今国の事業がなくなったら、県のほうでカバーするといったところで、今後引き続いて県営のほうの事業でやっていくということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また引き続き戸別補償の件でございます。予算につきましては、これはあくまでも現在、6月17日現在ということでございます。まだ日は6月一杯まで管理申請を受け付けるということでございます。やはり見るところ、やはり米つくらんでも、転作しとる方がわずかな面積でも加入したいという方が出てくるのではないかなと、米は当然ほかで買って、自分の転作しておる部分を、所得補償の該当にしていくといったところで、人数からいうと125万円、大変大きいやないかということですが、これはあくまでも国から農地面積に対して補助を、全額入れていただくということでございますので、できるだけこういったことを活用しながら、国としても戸別所得補償を推進せえということのためのお金でございますので、そういった方向での推進は、当然業務としてやらさせていただくという金額でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） トヨタ自動車の作業道につきまして、町管理にしてはどうかというご質問でございます。おっしゃいますように、補助災害に該当しないと言いますのは、将来の財政的に非常に危険なこともございますので、トヨタ自動車さんとの話し合いもございます。今後これにつきまして、作業道

にするのか林道にするのか、それについて町が管理していくのがいいのか。ちょっとじっくり検討させていただきたいと思います。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） トヨタ自動車の私道について、町が管理する林道にできないのかということですが、これもともと諸戸さんが、自立で開設をされたという経緯もございまして、今回トヨタさんが所有してみえる山林の中に、まず国道42号から一部町が管理する林道がございます。その先線については、トヨタさんの私道というふうなことで、林道に編入するにつきましては、いろいろ制約もございまして、一つは林道の勾配そのものが一定基準よりきつくないのかどうか。それから最小半径というのもございまして、これがクリアできるか、また一番問題になるのが、山林の所有形態でございまして、受益面積が90何%かを超過してしまうと、これが公共事業に適さないということで、公共林道ができません。ひょっとすれば、そこら辺の何かが合致しなくて私道というふうなことになっておるかと思いますが、ここら辺については当然もし町の林道として編入ができるようであれば、そういった方向で検討していきたいと考えております。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

濱井議員。

11番（濱井初男君） 20ページでございしますが、森林管理システム実用技術開発事業費について、質問いたします。この件につきましては、先ほど直江議員への答弁で、この事業に対する効果につきましては、この開発が行われると、森林現況に応じた間伐手法なり、森林の修復手法なり、あるいは林形の融合の施業プログラムの提案等々が図られると。

そして、将来的にバイオマスの燃料化、あるいはコスト削減に結び付けていくことができるというような効果があるというようなことだと思っておりますが、こういう事業を進めるにあたっては、当然今回三重大学とか筑波大学とか、トヨタ自動車とか、林業研究所とかございましたが、中核になる拠点というか、そ

れがあると思うんです。

今回、県の支出金100%の補助ということで進められますが、このことにつきましては、恐らく町長が産官学連携、やはり林業についてもしっかり進めていかなければならんというようなことで、県に対していろいろと打診をしたり、やられた結果だと思うんですけれども、これにつきましては県のほうからの意向も強いと思うんです。支出金が100%出ているということは、本当に中心になるところは、まとめというか、そういうところはどこなのか、大台町がやられるのか、県なのか、はたまた三重大学なのか、そこら辺まずお伺いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） この森林再生システムにつきましての、中心となる場所はどこかというところでございます。この中核機関といたしましては、あくまでも三重県の林業研究所が中核として実施していくということになっております。

議長（大西慶治君） 濱井議員。

11番（濱井初男君） 私がかねてから産官学連携を強く要望といたしますが、訴えてまいりました。ジビエとか、牛肉の関係あるいはゆずの加工を通して、地域活性化を図っていくという方向で、既に産官学連携が行われています。産官学民連携ということだと思えますけれども、この度の林業の産官学連携は誠に画期的といたしますか、初めてではないかと思えます、本格的にやられるのは。期待もしておるわけなんですけれども、今回実行されるにあたって、民と言いますか、森林組合が入っておられないところがちょっと気になるんです。森林組合がしっかりしてもらわないかんというふうに、町長がかねてから言われております。

この森林組合がやはりある程度入っていただくような検討と言いますか、そこら辺は今回の計画にあたって、検討されたのかどうかという点につきまして、お伺いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 先ほど説明をさせていただいた、それぞれの役割の中で大台町という部分の中では、当然森林組合と現地、町有林を使うということでございますので、森林組合と協議をしながら、現地のどこを使っていくのかというような協議をしながら進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（大西慶治君） 他に。元坂議員。

7番（元坂 正人君） 小学校の教育費で、24ページ、1点だけお伺いいたします。13・委託料の254万3000円、これの委託費ですんやけども、子ども農山漁村交流事業委託料とございます。この農村は場所はどこか。それから漁村、場所はどこでやるのか。この大台町内の小学生を対象にされるのか。どこへ向いて委託するのか。ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 元坂議員のご質問にお答えいたします。この部分は事業名でございまして、農山漁村に子どもたちが全国的な部分でしておりますので、そちらのほうへ体験をするというのが、目的でございまして、事業は総務省とそれから文科省と農水省が、連携をもってするというような事業でございまして。

今回の部分につきましては、昨年は大杉谷自然学校のほうで文科省の事業を取り上げてさせていただいたんですが、今回につきましては、3泊4日でなければ対象にならないというような話が、当初予算時期から出てまいりまして、今まで調整にかかっておりました。その中で学校としては2泊3日という形になりましたので、総務省のほうの関係の事業として取り上げさせていただきました。これにつきましては、小学校4校のうち3校がそれに対応し、今現在の予定では2校が大杉谷自然学校、それから1校が海のほうの紀北町にあります類似団体のほうへ委託をする予定でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 反対の立場から討論いたします。

道の駅奥伊勢おおだいの経営安定補助金につきまして、いささかこの提案には無理があり、それぞれの係わっている生産者からも疑問の念が上がっております。この1点でもって、また議会のほうに出資法人の経営状況報告もなされないときに、該当の赤字部分742万何がしかを含んだ予算案については反対をいたします。

議長（大西慶治君） 次に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（大西慶治君） 日程第13 議案第48号「平成22年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第14 議案第49号「平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 5ページ、分担金ということで過年度浄化槽整備事業費分担金243万5000円について、お伺いをいたします。

議会運営委員会におきましては、平成21年度分、本来収入していないといけないものを、徴収事務が遅れたという説明がございました。そこで何点かお伺いをいたします。今申しましたように、議会運営委員会ではそういう説明があったわけなんですけれども、本会議での提案説明は細かい部分においても、何もございませんでしたので伺いたいんですが、今回の補正額は平成21年度分、本来収入していないといけないものが、それが何期にあたるのか、そして何%かということ、1点目にお伺いをいたします。

浄化槽設置にあたっては、当然工事をされるわけでありましてけれども、本来収入していない基数があると思うんですが、工事完成ですね、最終いつ完成されたのかということもお伺いをいたします。

使用開始、この時期についてもですね、いつからいつまでの分ということになってくると思うんですけれども、この年月日についてもお伺いいたしたいと思います。

例規集においても、条例で分担金の賦課及び徴収ということで、第6条において町長は新たに合併浄化槽を設置する住宅所有者または使用者から次表に定める分担金を使用開始までに賦課し徴収するものとする。この分担金は15万円ですよね。また第6条の4項に合併浄化槽を設置したときは、速やかに分担金の賦課及び徴収に関し必要な事項を住宅所有者または使用者に通知しなければならないとあります。ということは、その請求書を、分担金を決定したら、その住民の方に経費を請求しなくてはならないと思うんです。戸別合併処理浄化槽工事分担金通知及び請求書というものがありますけれども、この請求書の年月日についてもお伺いをいたします。

またですね、先ほどもこの条例の分担金の賦課徴収ということで申しましたけれども、今回の過年度の浄化槽整備事業費分担金ということは、過年度分の分担金を今回の補正で計上されてくる、このこと自体が私は考えられません。

全くもってこういったことは、条例に反した職務ではないかと言わざるをえない状況だと私は考えます。この点につきましても説明を求めます。

そして一番大事な住民の側の思いに立てば、工事を、合併浄化槽を設置したいと、分担金は15万円かかると、料金もかかってくると、それはわかった上での工事になってくると思うんですけれども、その納める住民側からすれば、過年度分をくださいと言われるわけではないですか。そんなことがあり得るんでしょうか。払う、支払うつもりは当然あると思うんですけれども、行政がそういった手続きをきちんとしてこなかった、条例に基づいて事務をしてこなかった、ここに問題があると思いますので、その点についても説明を求めます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 合併処理浄化槽の過年度分の分担金の補正の243万5000円の件につきまして、お答えをさせていただきます。

平成21年度分で徴収が遅れたものにつきましては、分担金で16件ございます。パーセントテージにおいて24.6パーセント、65件中16件が徴収が遅れたというふうなことでございます。

完成は、平成22年3月31日に完成とさせていただいております、完了させていただいております。使用料については完成年月日等を含めました日から徴収をさせていただくというふうなことの規定になっております。使用開始から賦課徴収につきましては、完成検査が済んだ後に使用をさせていただくという形で、その月から徴収をしなければならないというふうな規則になっております。請求年月日につきましては、調定がされました3月31日の調定月におきまして、平成21年度の現年度調定で上げさせていただいております。ただ請求書が遅くなったがために、現年度に収納が、会計整理期間中の5月31日に収納ができなかったために、過年度の収入というふうな形になっております。請求書につきましては、過年度分という請求じゃなくって、平成21年度の請求書を発送をさせていただいております。5月31日までの会計整理期間中に納付をお願いさせていただいたところでございます。

そういった通常の業務の中では、そのような形のものについては、起こりにくい現状にはございます。3月31日から5月31日までの2カ月間におきまして、すべて徴収をし、それから収納して欠損をさせていただくのが、本来でございますが、納付書の発送事務が少し遅延したために、16名の方々につきましては大変ご迷惑をかけたという形で、現在16件の方々につきまして、それぞれ訪問させていただいて、ご理解をいただきまして、現在14件の方々が納付をしていただいております。2件につきましては、そのうち納付をしていただくというふうな形でお聞きをしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 5月31日までに会計年度内にその事務的な処理を済ませます、済ましたからそれはいい、それはそうかもわかりませんが、会計上ですよ、それって。問題はですね、その納付書をきちんと住民の方にお渡しをしてない、もう本当に細かく言ってけば、いろいろな問題も出てくると思うんですけども、分担金ということで、予算計上をしておりますので、分担金にかかわっての質問ですけども、そういう事務的な手続きですね、職員の方、行政がという言い方にしますけれども、行政全体がしてないということで、こういった予算計上をしなくてはならない、こんな状況は私おかしいと思うんです。きちんと事務を果たして、仕事を果たしていれば、こんな予算計上しなくていいわけじゃないですか。その点についての何ていうのか、こうこうこうでと、淡々と説明はされましたけれども、本当に問題であるって思っている、そういう姿勢が私には余り感じられない。

だから、提案説明のときも何もしない、こんなことでいいのかなと、行政の姿勢、あるべき仕事をしていく体制、こんなんでいいんですか。私はこういったことで住民が行政に対するの不信感を募らせる、一つの事例になってくると思うんです。職員の方はたくさんみえて、一生懸命仕事されている方もいらっしゃいますし、何かの事情でこういうふうが遅れてしまったのかはわかりませ

んけれども、ここにいらっしゃる執行部の課長始め町長、副町長、一体どんな姿勢でいらっしゃるのか、つうと流して済んでいく、そんな問題だととらえているのか。まずそういった私は行政の姿勢を、大変疑問を感じます。その点について、再度説明を求めます。

議長（大西慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） この件につきましては、担当課長としては非常に反省をさせていただいておるということは間違いございません。淡々と話をさせていただいたというふうなことは、私のしゃべりの特徴かわかりませんですけれども、私も事務の扱い方としましては、反省をしておるところでございます。ただ水道と違いまして、浄化槽の場合は変更が生じた場合、その変更額におきまして標準工事費を上回る場合は、分担金の加算がございますもんですから、最終的に工事が確定してその結果が出てからで精算した段階の中で、分担金の徴収をお願いしておるといような形で、その分につきましても工事の末でないと、分担金の請求ができないというふうなこともあるというふうなことでございます。

そういったいろいろなもの等も含めまして、その遅延を起こしていったというふうなことで、工程またはその進捗状況について、管理しております私の立場としましては、大変責任を感じておるといようなことでございます。ただそういった遅れが生じる部分の中で、これからも改善をしながら事務の徹底をさせていただきたいというふうなことを思っておりますので、一つご理解いただきたいと思えます。

議長（大西慶治君） 副町長。

副町長（余谷道義君） 浄化槽の関係については、今年度、前年度多くの基数を設置させていただいて負担金をいただくという形の中で、条例の制定をしてやっております。条例に規定にされておる部分が、町民の皆様にも守っていただいかなければいけない部分がございます。そういった中で町のほうのいわゆる遅れというんですか、仕事上の手違いの中で、遅れの中で町民の皆様にもご

迷惑をおかけいたしましたして、現場のほうの町民の方にも直接お会いをさせていただきまして、ご理解をいただいておりますところでございますが、今後こういうことのないように、きちっとした形でチェックをしていきたいというふうに考えておりますので、今回の件については誠に申しわけないと思っております。今後こういうことのないように、しっかりと事務を執行していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の質疑～採決

議長（大西慶治君） 日程第15 議案第50号「平成22年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

請願第1号の質疑～採決

議長(大西慶治君) 日程第16 請願第1号「風力発電所建設に反対を求める請願」を議題とします。

請願第1号については、風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会に付託し、お手元に配布とおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局から朗読させます。

議案第42号については、産業建設常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。
事務局長。

議会事務局長(西山幸也君) 風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

請願第1号 風力発電所建設に反対を求める請願、審査結果、採択でございます。

議長（大西慶治君） お諮りします。

本件についての委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

ただいまの委員会審査報告書について、質疑があればお受けします。質疑は委員長に行い、質疑の範囲は委員会の審査経過と結果報告に限られます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長（大西慶治君） 暫時、休憩いたします。

しばらく休憩をいたします。再開は11時20分とします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（大西慶治君） ただいま大台町長から議案第51号から議案第52号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、「追加日程第1」から「追加日程第2」として、ただちに議題としたい思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、「議案第51号」から「議案第52号」を日程に追加し、「追加日程第1」から「追加日程第2」として、ただちに議題とすることに決定しました。

議案第51号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第1 議案第51号「平成21年度（繰越）

森林整備加速化・林業再生事業 日進公民館改築工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（西山幸也君） 議案第51号 平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業 日進公民館改築工事請負契約の締結について、平成22年6月10日一般競争入札に付した、平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業 日進公民館改築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例（平成18年大台町条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成22年6月18日提出、大台町長 尾上武義。

記

- 1．契約の目的 平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業
日進公民館改築工事
- 2．契約の方法 一般競争入札による契約
- 3．契約の金額 1億2106万5000円
- 4．契約の相手方 大台町岩井635番地1 株式会社西組
代表取締役 西 覚嗣

以上です。

議長（大西慶治君） 朗読が終わりました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 議案第51号 平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業 日進公民館改築工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

去る6月10日、大台町地内の本店業者を中心にしました一般競争入札を行いました結果、落札業者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたし

たく大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は平成21年度明許繰越の森林整備加速化・林業再生事業による補助事業でありまして、老朽化した日進公民館の建てかえのため、平成21年度から用地取得と施設の設計を進めてまいりましたが、今回の補助事業によりまして、既設公民館の解体工事、敷地造成及び公民館の改築整備を実施するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江議員。

6番（直江修市君） 追加議案ということで、この議案が追加されるということは聞いておったんですけれども、ちょっと準備不足で申しわけないんですけれども、説明の中では触れられていなかったところについて伺います。まず一般競争入札ということですので、何社が応札されたのか。まず一点伺います。

予定価格が設定されているというふうに思います。落札率について伺います。この契約は先ほど課長言われましたように、既設の施設の解体から改築まで一連の契約なんかについて伺います。

次に、この工事につきましては、森林整備加速化・林業再生事業ということで、国産材を使用するということが、義務化されておるというふうに思います。この木材の購入につきましても、この請負業者がすべて仕切るんか、その点につきましても伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 直江議員さんの最初の前の2問についてお答えをいたします。何社の応札かということでございますけれども、3社でございます。

そして予定価格の落札率でございますけれども、ちょっと今計算してござい

ませんが、予定価格が1億2883万7000円でございます、落札は1億1530万円でございます。ちょっとすぐ計算できませんもんで、申しわけございません。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） すいません。落札率ですが、89.49でございます。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 工事の一連ということですが、一応材料につきましては、回答が後先しますけれども、国産材、特に県内産ということで、材料調達は分離を考えております。分離発注という形で本工事と木材調達と電気関係ということで、三つの分離ということで考えております。

それから、この1億円、今議案として出ささせていただきました締結の部分については、解体と造成とそれからその建物本体工事、主に本体工事、外溝も入りますけれども、その一連の形で考えております。以上です。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

小野議員。

10番（小野恵司君） これが仮に議決された場合ですね、提言としてなんですけれども、これだけ大きい工事になります。なるべく地元の業者がそれに賛同できるよう提言していくべきだとは思いますが、そういった考えはないのか、お伺いいたします。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（鈴木 恒君） 町内業者ということで、まず入札を一般競争入札なんです、条件つきといいますか、町内へ本店を有する業者ということで、まずそこから入札に一般競争に示した部分を考えていただければ、分離発注した木材調達にしても、地元産というふうなことで、それをかなり注意をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程～採決

議長(大西慶治君) 追加日程第2 議案第52号「平成22年度大台町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(上瀬勉史君) 議案第52号 平成22年度大台町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、今定例会で設置されました、風力発電所建設に反対を求める請願に関する特別委員会に伴う経費の補正予算でございます。

6ページでございますけれども、議会費の委員長報酬3万1000円を増額し、議員報酬2万9000円を減額しております。また特別委員会開催日の費用弁償として1万円を増額いたしました。

この財源といたしましては財政調整基金を充当しております。ご審議の上、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

閉会の告示

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回大台町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午前11時32分 閉会）